

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(第98報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 市内公共施設の利用制限について **別紙2**のとおり  
(地域創生部市民協働室協働推進課他)
- (3) 職員の分散勤務体制の期間延長について **別紙3**のとおり  
(経営管理部行政管理室人事課)
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る中学校の部活動について **別紙4**のとおり  
(学校教育部学校教育課)

## 市長メッセージ

## これ以上の感染拡大を防止するために

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が急増し、本日、過去最多の510人の感染者が確認されました。このような状況のなか、県内の医療体制も非常にひっ迫しているため、4月22日から5月5日までの期間において、これまでの神戸市及び阪神南地域に加え、三田市を含む阪神北地域及び明石市の6市町が「まん延防止等重点措置の対象区域」とされます。本市が対象区域に含まれることから、飲食店等の営業時間の短縮要請が強化されますので、市内事業者並びに市民の皆様のご協力をお願いします。

また、従来のウイルスに比べ、感染力が強い変異株が子どもを含めた幅広い世代に広がっています。各家庭にウイルスを持ち込まないよう感染予防対策の徹底をお願いします。

これ以上の感染拡大を防止するために、次の取り組みの徹底をお願いします。

- ・家庭内にウイルスを持ち込まないよう帰宅後の手洗いや室内換気を徹底してください。
  - ・不要不急の外出や移動を自粛し混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
  - ・大人数や長時間におよぶ会食は自粛してください。
  - ・若い世代の方々はリスクの高い行動を自粛してください。
- (歓送迎会・新歓コンパや宅飲みなどの飲み会の自粛)

新型コロナウイルスワクチン接種については、4月20日以降、高齢者施設入所者への施設接種を開始し、また、5月17日からは65歳以上の高齢者を対象に開始します。接種方法は、かかりつけ医である市内医療機関での個別接種、総合福祉保健センターに設置する特設会場での集団接種に加え、地域に点在する公共施設等での巡回接種を準備しています。4月20日から接種券を送付し、集団接種については、5月3日から電話及びインターネットでの予約を開始しますが、4月30日には75歳以上の方を対象に電話のみの先行受付を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

市民の皆さまには、これ以上の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」という強い気持ちをもって、一人ひとり責任ある行動を取っていただきますようよろしくお願いします。

## 市内公共施設の利用制限について

市内公共施設について、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針、まん延防止等重点措置により、感染予防対策を行う必要があることから、次のとおり利用制限を行います。

記

## 1 方針

- 公共施設の閉館時間を、午後 8 時とします。
- コーラスやカラオケなど大声を発する利用や屋内体育施設のスポーツ利用については、利用人数の制限を設けます。
- 館内での飲食は禁止します（ただし、水分補給は可）。

2 実施期間 令和 3 年 4 月 22 日（木）～ 5 月 5 日（水）

※ 5 月 6 日（木）以降につきましては、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

※ 本市や近隣地域でクラスター感染（集団感染）が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

## 3 対象施設

## 【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、特別な理由がある場合を除きマスク等の着用、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避（換気、利用人数の制限、人と人との距離）
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握（参加者名簿の作成、保管）
- ⑤ 館内での飲食の禁止（水分補給は可）

## 【市民センター等】

施設名	現在（～4/21）	変更（4/22～5/5）
<b>【体育施設以外】</b> さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常通り午後 10 時閉館</li> <li>・ 大声を発する利用については利用定員の 1/2 以内</li> <li>・ フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>閉館時間を午後 8 時とします。</u></li> <li>・ 大声を発する利用については利用定員の 1/2 以内</li> <li>・ フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> </ul>

<p><b>【屋外体育施設】</b> グラウンド（高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り午後10時閉館（ふれあいと創造の里は、平常通り午後5時閉館）</li> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>閉館時間を午後8時とします。</u> （ふれあいと創造の里は、平常通り午後5時閉館）</li> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ</li> </ul>
<p><b>【屋内体育施設】</b> 高平ふるさと交流センター（多目的ホール）、ふれあいと創造の里（三田勤労者体育センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り、高平ふるさと交流センター（多目的ホール）は午後10時閉館、ふれあいと創造の里（三田勤労者体育センター）は午後9時閉館</li> <li>・利用人数50人まで（1/2面利用の場合は25人まで）</li> <li>・更衣室は利用人数を制限</li> <li>※スポーツ以外での利用は、利用人数の制限解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>閉館時間を午後8時とします。</u></li> <li>・利用人数50人まで（1/2面利用の場合は25人まで）</li> <li>・更衣室は利用人数を制限</li> <li>※スポーツ以外での利用は、利用人数の制限解除</li> </ul>

**【社会教育施設・総合文化センター】**

施設名	現在（～4/21）	変更（4/22～5/5）
<p>図書館 （本館、ウッディタウン分館、藍分室）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り本館、分館は午後8時、分室は午後6時閉館</li> <li>・カフェルーム（本館のみ）の利用停止</li> </ul>	<p>同左</p>
<p>心道会館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り午後9時閉館</li> <li>・利用人数30人まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>閉館時間を午後8時とします。</u></li> <li>・利用人数30人まで</li> </ul>
<p>淡路風車の丘 ガラス工芸館 有馬富士学習センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り午後5時閉館</li> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ</li> </ul>	<p>同左</p>
<p>野外活動センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り（ただし、県内利用者に限る）</li> <li>・バンガロー、テントサイトの利用は同居家族のみ</li> <li>・キャビン利用定員の1/2</li> </ul>	<p>同左</p>

総合文化センター（郷の音ホール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り午後10時閉館</li> <li>・大声を発する利用については利用定員の1/2以内</li> <li>・フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>閉館時間を午後8時とします。</u></li> <li>・大声を発する利用については利用定員の1/2以内</li> <li>・フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> </ul>
------------------	---	---

※学習施設（ふるさと学習館・旧九鬼家住宅資料館・三輪明神窯史跡園）は、「共通の感染予防対策依頼事項」の内容でご利用できます。

### 【子育て関連施設】

施設名	現在（～4/21）	変更（4/22～5/5）
<b>【地域子育て支援拠点】</b> 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば <b>【児童厚生施設】</b> 池尻児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通りの閉館時間とします。</li> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のほか、引き続き、子どもが利用する場所は消毒の時間を設けます。</li> </ul>	同左
<b>【多世代交流施設】</b> 多世代交流館シニア・ユースひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り午後8時30分閉館</li> <li>・フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> <li>・音楽スタジオは1人での使用のみ可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>閉館時間を午後8時とします。</u></li> <li>・フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> <li>・音楽スタジオは1人での使用のみ可</li> </ul>

### 【公園等スポーツ施設】

施設名	現在（～4/21）	変更（4/22～5/5）
<b>【屋外施設】</b> 城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通りの閉館時間とします。</li> <li>・更衣室、シャワー室は利用人数を制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アメニススキッピースタジアム（城山公園野球場）、テニスコート（城山公園）、多目的広場（駒ヶ谷運動公園）は午後8時を閉館時間とします。</u></li> <li>・上記以外の施設は平常通りの閉館時間とします。</li> <li>・更衣室、シャワー室は利用人数を制限</li> </ul>

<p><b>【屋内施設】</b> アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常通り午後 9 時閉館</li> <li>・ 利用人数は、メインアリーナ 1/3 面につき 30 人まで、サブアリーナ 30 人まで</li> <li>・ アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオの利用人数 15 人まで</li> <li>・ 親和学園駒ヶ谷体育館内のマシンジムの利用人数 15 人まで</li> <li>・ 更衣室、シャワー室は利用人数を制限</li> <li>・ フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>閉館時間を午後 8 時とします。</u></li> <li>・ 利用人数は、メインアリーナ 1/3 面につき 30 人まで、サブアリーナ 30 人まで</li> <li>・ アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオの利用人数 15 人まで</li> <li>・ 親和学園駒ヶ谷体育館内のマシンジムの利用人数 15 人まで</li> <li>・ 更衣室、シャワー室は利用人数を制限</li> <li>・ フリースペースは、椅子の位置など距離を確保（1メートル以上）します。</li> </ul>
---	---	--

#### 4 兵庫県新型コロナ追跡システム・新型コロナウイルス接触確認アプリの活用

- ・ 各施設に、「兵庫県新型コロナ追跡システム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』（厚生労働省）」掲示チラシを設置

#### 5 その他

- ・ 施設利用に関する相談は、各利用施設までお願いします。

<p><b>【市民センター等】</b> 地域創生部市民協働室協働推進課 (担当:多田)直通 559-5039(内線 2470)</p> <p><b>【社会教育施設・総合文化センター】</b> 地域創生部市民協働室文化スポーツ課 (担当:横溝)直通 559-5145(内線 2410)</p> <p><b>【子育て関連施設】</b> 子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課 (担当:杉山)直通 559-5079(内線 2610)</p> <p><b>【公園等スポーツ施設】</b> まちの再生部地域整備室公園みどり課 (担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)</p>
---

## 職員の分散勤務体制の期間延長について

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に対する兵庫県の対処方針を踏まえ、本市においても職場内や通勤途上における密集・密接の機会を少なくすることを目的として、市役所に出勤する職員の7割削減を目指し、在宅勤務や時差出勤などの制度を活用した分散勤務体制の期間を延長し取り組んでいきます。

**【期間】5月5日（水）まで継続**

## 2 実施内容

## 1) 業務の選択と集中

業務の優先順位をつけ、出勤者の抑制を行う。

対象業務の範囲の選択については、各部（局）長の判断により柔軟な対応を可能とする。

	業務内容	削減率
①最優先業務	新型コロナウイルス感染拡大防止業務	0%
	市民生活に大きく影響するもの（生命や安全に関わるもの、年度始めの業務等で緊急性の高いもの、法令で期日の定めがあるもの）のうち、在宅勤務や休日振替勤務では対応できない業務等	
②優先業務	市民生活の維持に必要な業務で、在宅で対応が不可能なもの	70%
③一般業務	市民生活の維持に必要な業務だが、在宅で可能なもの	
④その他の業務	在宅業務では支障があり、延期や中止等の検討が必要なもの	

## 2) 場所と日時の分散の取組み

## (1) 在宅勤務

- ① 各職場において、可能な限り連続して在宅勤務を行う。
- ② 以下の職員は特に優先して、連続して在宅勤務する。（市民病院、消防除く）。
  - ①子育て中の職員、②家族の介護等をしている職員、③妊娠中の職員、④基礎疾患（糖尿病、呼吸器系疾患など）のある職員や透析を受けている職員、⑤公共交通機関を利用する職員
- ③ 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコン又は机上の端末を持ち帰ることにより実施すること。
- ④ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。
- ⑤ 情報端末を持ち帰らずに在宅勤務するなど柔軟に対応する。

## (2) サテライトオフィス勤務

職場内の人数の分散を図るため、2号庁舎**3階の2301会議室**をサテライトオフィスとして引き続き活用する。自席のパソコンを持参し、執務すること。

○対象期間：**令和3年4月30日（金）まで継続**

午前9時～午後5時30分（**15席／日**）

○サテライトオフィスでの勤務は7割削減の対象者とします。

○**本庁舎4階及び5階のコミュニケーションスペースを適宜有効活用し、職場の密集・密接の軽減を図ってください。**

## (3) 時差出勤制度と振替休暇制度の活用

- ① 時差出勤制度を積極的に活用すること。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の出勤者を分散するため、平日の勤務を土日に振り替え、1日当たりの職場人数の分散に努めること。

## 3 職員の健康管理

- ① 当該期間中、業務を縮小させることから、原則として、時間外勤務を行わず、定時で退庁し健康管理に努めること。20時には完全退庁すること。
- ② 職員の健康管理の観点から、年次休暇等有効的に活用すること。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせも有効に活用すること。

## 4 例外の措置を設ける職場

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（対策本部メンバー、危機管理課、健康増進課等）
- ② 幹部職員（対策本部メンバー等）
- ③ 市民病院
- ④ 消防本部

## 5 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員の負担を軽減するため、期間中においては、必要に応じて部を超えた応援体制を組み、対応していく。
- ② 出張等については、オンライン会議等を積極的に活用し、特に首都圏や大阪方面など、やむを得ない場合を除き延期又は中止すること。
- ③ 在宅勤務にかかる報告様式やシステム処理等については、従前のおりとする。
- ④ 当該期間中、昼食を自席でとることを可能とします。
- ⑤ **職員間の懇親会など大人数・長時間の飲食は控えること。**

経営管理部行政管理室 人事課（担当：前川） 直通 559-5037（内線 2340）
--



## 別紙4

### 新型コロナウイルス感染症に係る中学校の部活動について

市内で新型コロナウイルス感染が急拡大しており、4月22日より5月5日まで、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることもふまえ、今後の中学校の部活動について以下の通りとし、16日に保護者あてに文書を配布し連絡します。

#### 記

1 期 間 令和3年4月19日（月）～令和3年5月5日（水）

#### 2 内 容

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しない（下記※を除く）
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動する
  - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
  - ・活動時間は、「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする
  - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
  - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
  - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

学 校 教 育 部 学校教育課(担当:山本) 直 通 : 5 5 9 - 5 1 3 6
--